



明日を担う
交通ネットワークづくりに貢献します。

令和6年度共有建造制度について 【貨物船】

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency

令和6年度のポイント

1. 連携型省エネ船への対応(⇒P8)

◇政策要件の「先進二酸化炭素低減化船」について、新たに離着残・停泊・荷役時における技術その他の省エネ技術を合算できるよう変更

2. 建造相談から共有期間中の窓口をワンストップサービス化(⇒P21)

◇全国を地域(エリア)で2課に分け、窓口を一本化

3. 共有建造制度利用のメリット(⇒P20、25)

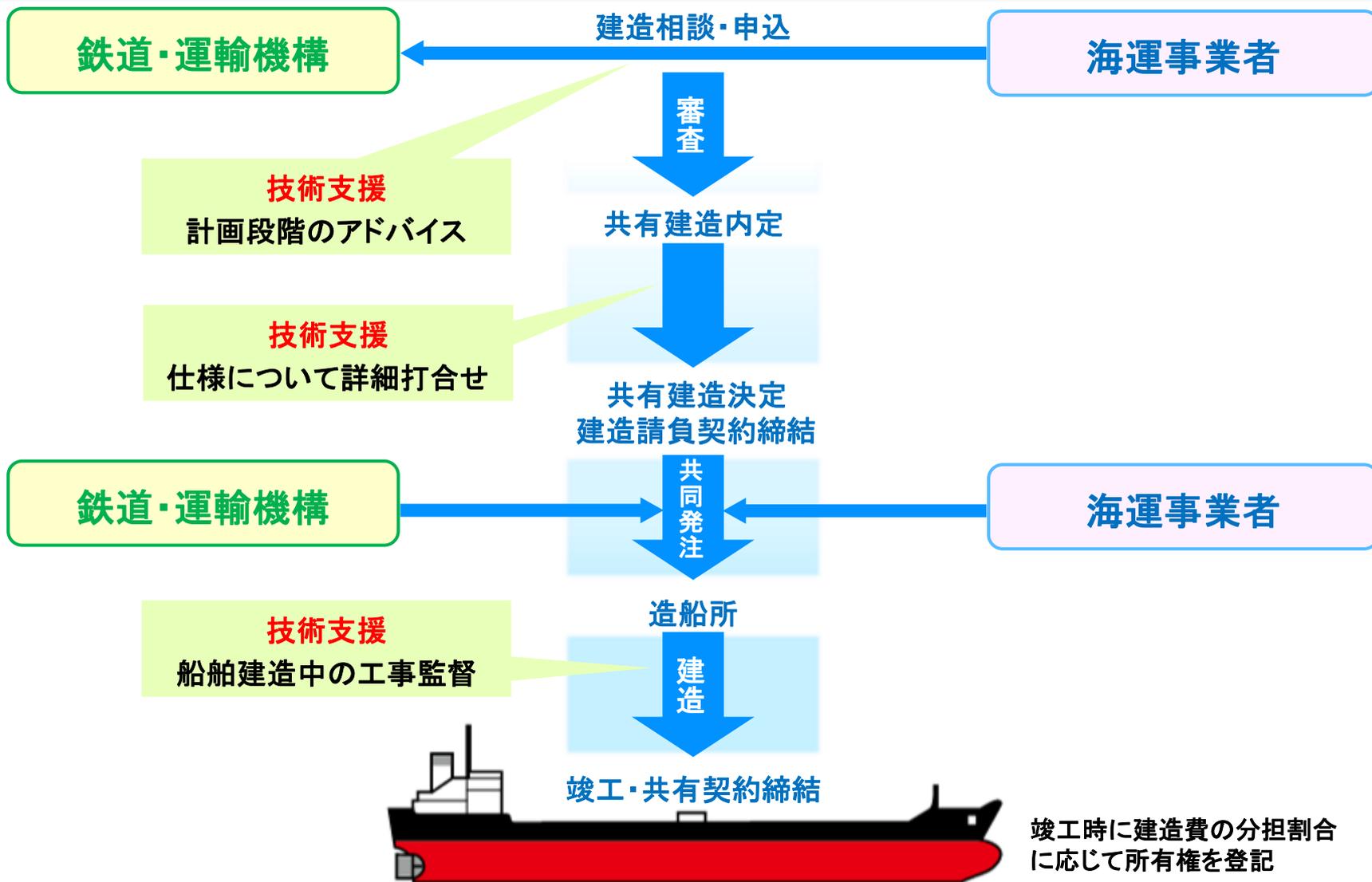
◇各種優遇制度と計画段階から共有期間中のテクニカルサポート

目次

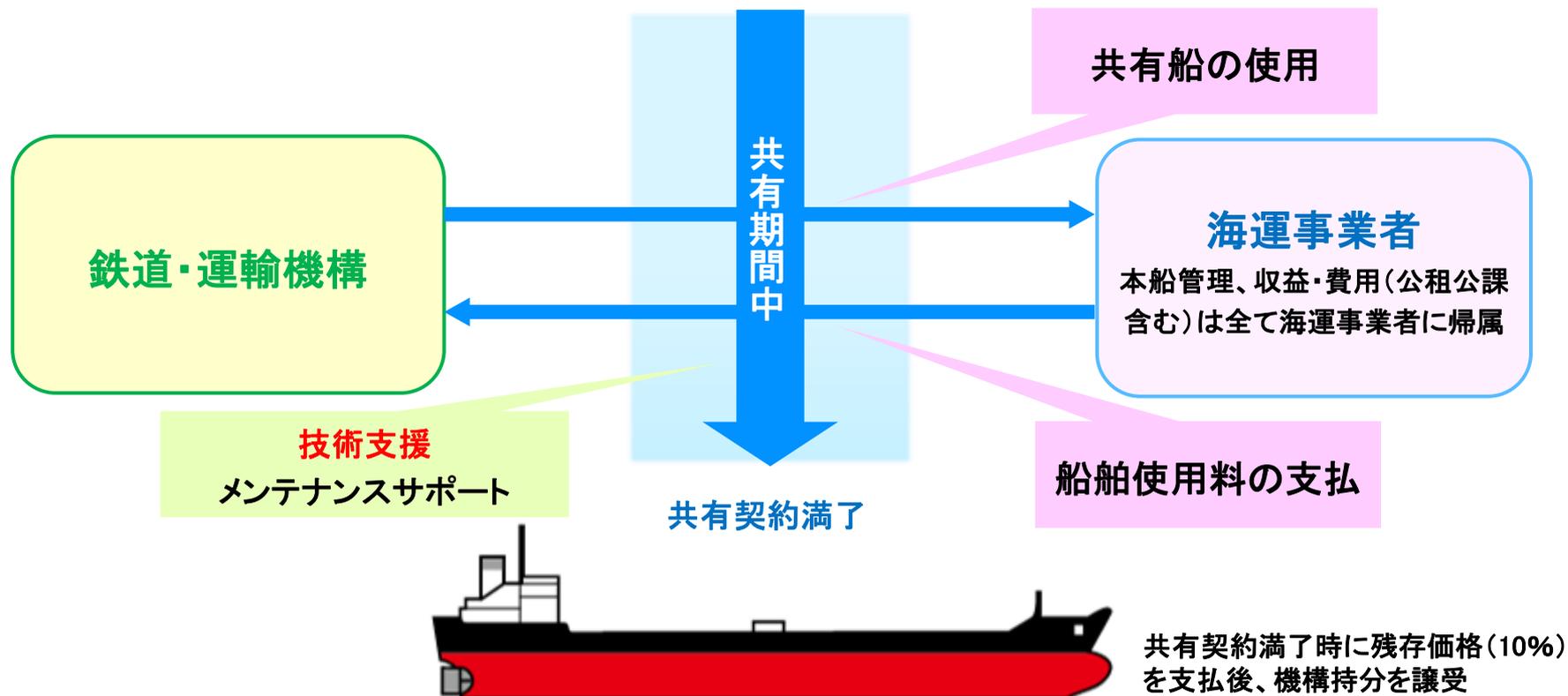
1. 共有建造制度のスキーム
2. 共有建造条件
3. 適用利率の算出方法
4. 政策目的別建造の技術基準を定める規程の改正
5. 若年・女性船員等を計画的に雇用する事業者の船舶
6. 労働環境改善船
7. 船舶管理会社登録制度を用いた事業基盤強化に資する船舶
8. 特定船舶導入計画の認定を受けた船舶
9. 共有期間中の利率決定方法
10. 共有建造制度利用のメリット
11. 令和6年度組織改正について
12. よくあるご質問

1-1. 共有建造制度のスキーム

(相談～竣工・共有契約締結まで)



1-2. 共有建造制度のスキーム (共有契約締結後)



【共有期間中の注意事項】

- 船舶使用料は毎月、原則として自動送金により支払い
(ただし、機構が定める要件に該当する場合は電子記録債権又は約束手形での支払いとなります)
- 経理処理上、機構持分を含む全てを固定資産に、機構持分は長期借入金で計上

2. 共有建造条件

項目	油送船 (特殊タンク船、薬品送船を含む)	貨物船 (鋼製はしけ、セメント専用船、自動車専用船を含む)
対象者	内航海運業法に基づく内航海運業の登録を受けている法人事業者	
対象船舶	<ul style="list-style-type: none"> ・100総トン以上又は長さ30m以上の鋼製の船舶であること ・機構の定める政策要件に該当すること ・内航の用に供する船舶で所轄地方運輸局長から登録事項の変更登録が得られること ・シングルハルタンカーでないこと ・土・砂利・石材専用船でないこと 	
分担割合の上限	70～90%	
共有期間 (最大3年延長可)	10年～13年	12年～15年
据置期間	最大11か月 ※据置期間中の支払いは利息相当額のみ	
用船保証 積荷保証	10年以上 <ul style="list-style-type: none"> ・共有期間延長の場合は、共有期間全期間の保証が必要 ・機構が定める要件に該当する場合を除く 	
連帯保証	代表権を有する者全員(機構が定める免除基準に該当する場合を除く)	
保険	<ul style="list-style-type: none"> ・機構が定める船舶保険 ・機構及び事業者を被保険者とする船主責任保険 	

3-1. 適用利率の算出方法

(金利軽減の仕組み)

適用利率 = **基準利率** ± **政策要件** ± **信用リスク** + **上乗せ要件**

基準利率 (機構HPに掲載)

共有期間	利率	
	固定型	見直し型
9年以内	〇.〇%	▲.▲%
9年超10年以内	〇.〇%	▲.▲%
10年超11年以内	〇.〇%	▲.▲%
11年超12年以内	〇.〇%	▲.▲%
12年超13年以内	〇.〇%	▲.▲%
13年超14年以内	〇.〇%	▲.▲%
14年超15年以内	〇.〇%	▲.▲%
15年超16年以内	〇.〇%	▲.▲%
16年超17年以内	〇.〇%	▲.▲%
17年超18年以内	〇.〇%	▲.▲%

※赤枠内は必ず適用されます

政策要件

主な政策要件	基準利率からの増減
スーパーエコシップ LNG燃料船 先進二酸化炭素低減化船 高度モーダルシフト船	▲0.3%
高度二酸化炭素低減化船	▲0.2% or ±0% ※中小企業者以外の方は利率の軽減無し
ダブルボトムタンカー	+0.2%

[最大 ▲0.3%]

信用リスク

信用リスク(経営状況、建造プロジェクト等)に基づき、総合的に判断

▲0.4%~+0.2%

[最大 ▲0.4%]

上乗せ要件

上乗せ要件	基準利率からの増減
35歳未満の若年船員等を計画的に雇用する事業者が建造する船舶	▲0.2% or ▲0.1%
労働環境改善船	同上
事業基盤強化に資する船舶	▲0.2%
特定船舶導入計画の認定を受けた船舶	同上

[最大 ▲0.2%]

基準利率より最大 ▲0.9%の軽減が可能

3-2. 適用利率の算出方法 (政策要件と上乘せ要件)

<政策要件と機構分担割合上限及び基準利率からの増減利率>

船舶の種類 (政策要件)			機構分担割合の上限		基準利率からの増減利率	
			中小企業者	中小企業者以外	中小企業者	中小企業者以外
貨物船	内航海運のグリーン化に資する船舶					
	環境負荷低減、物流効率化等に資する新技術を採用した船舶	スーパーエコシップ	80%		-0.3%	
		LNG燃料船				
	二酸化炭素低減化船	先進二酸化炭素低減化船(18%以上)	80%		-0.3%	
		高度二酸化炭素低減化船(12%以上)				
		10%低減化船	80%	70%	±0.0%	
	海洋汚染防止対策船	二重船殻構造を有する油送船及び特殊タンク船	80%		-0.2% (義務化を除く)	
		二重船底構造を有する油送船及び特殊タンク船	70%		+0.2%	
	物流効率化に資する船舶					
	モーダルシフト船 (RORO船, コンテナ船, 自動車専用船)	高度モーダルシフト船			-0.3%	
内航フィーダーの充実に資する船舶		80%	70%	-0.3%		
上記以外				±0.0%		

・ 特定船舶導入計画の認定を受けた船舶に該当する場合、政策要件ごとに定められた機構分担割合の上限を10%拡大

・ 政策要件の中から1つ選択
(複数に該当しても重複できません)
・ どの政策要件にも該当しない場合は共有建造できません

<上乘せ要件と増減利率>

船舶の種類 (上乘せ要件)	機構分担割合の上限	利率
船員雇用対策に資する船舶		
35歳未満の若年船員を計画的に雇用する事業者の船舶	他の政策要件に準ずる	-0.1%
35歳未満の女性船員等を計画的に雇用する事業者の船舶		-0.2%
労働環境改善船		-0.1%
労働環境改善船 (荷役・船員作業負担軽減等設備を含む)		-0.2%
事業基盤強化に資する船舶		
船舶管理事業者と3年以上の管理契約を締結する又は合併をする事業者の船舶	他の政策要件に準ずる	-0.2%
特定船舶導入計画の認定を受けた船舶	他の政策要件に+10%	-0.2%

・ 上乘せ要件のいずれかに該当する場合、1つ選択可
(複数に該当しても重複できません)
・ 上乘せ要件のみでは共有建造できません
・ 建造内定以降は他の要件への変更はできません

4. 政策目的別建造の技術基準を定める規程の改正

令和6年度制度改正(連携型省エネ船)※令和6年4月1日から制度適用

政策要件である「先進二酸化炭素低減化船」について、CO₂低減率の要件を16%から18%に変更し、新たに離着棧・停泊・荷役時における技術その他の省エネ技術を合算できるように変更(連携型省エネ船※への対応)

※連携型省エネ船...荷主・オペレーター・船主・造船事業者等が連携し、航海・離着棧・停泊・荷役等の船の運航全体で、省エネ・省CO₂に取り組む船舶

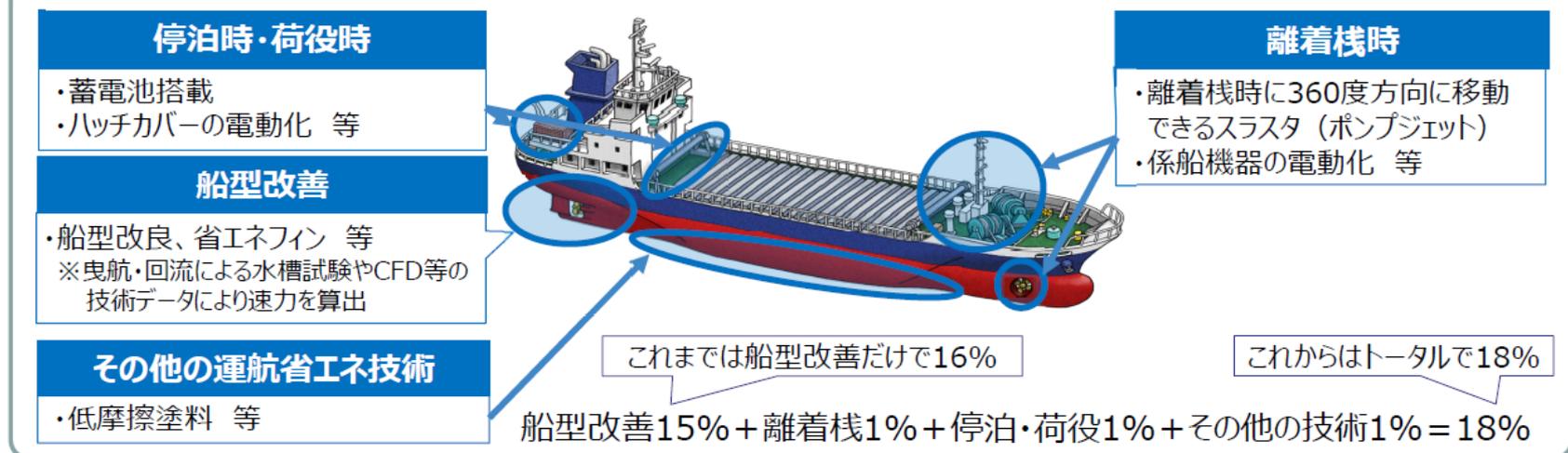
【現行】

政策要件	金利軽減
先進二酸化炭素低減化船 船型改善によるCO ₂ 低減率が16%以上であることを、水槽試験により確認した船舶	▲0.3%

【改正後】

政策要件	金利軽減
先進二酸化炭素低減化船 ▶船型改善、離着棧・停泊・荷役時における取組その他の省エネ対策の合計のCO ₂ 低減率が18%以上であることを、水槽試験や技術データ等により確認した船舶	▲0.3%

<改正後のCO₂低減率のカウントの例>



5-1. 若年・女性船員等を計画的に雇用する事業者の船舶 (概要)

対象要件

- ① 建造する船舶が機構の定める政策要件に該当していること
- ② 竣工時に、国土交通大臣の認定を受けた「日本船舶・船員確保計画」を有していること
- ③ 認定された計画に基づき、1名以上、**35歳未満**の船員未経験者を新たに採用し、継続して6か月以上雇用していること

金利軽減

竣工日又は**雇用開始日**から共有期間中、**金利軽減**が受けられます

35歳未満の若年船員を計画的に雇用する事業者が建造する船舶	▲0.1%
-------------------------------	-------

or

35歳未満の女性船員等(*)を計画的に雇用する事業者が建造する船舶	▲0.2%
-----------------------------------	-------

(*) 女性船員等とは、「女性船員」及び「退職自衛官」、「船員教育機関卒業者以外の者(性別問わず)」を指します

注意点

- ※ 既に対象となる新人船員を6か月以上雇用している場合は、当該船舶竣工時に当該船員が在籍していることが必要です
- ※ 「日本船舶・船員確保計画」期間中に複数隻を共有建造する場合には、建造隻数と同数以上の③の船員雇用が必要です
- ※ 「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けている建造申込事業者の系列会社が船員配乗を行う場合は、一定の条件を満たすことで軽減の対象となりますので、事前にご相談ください

5-2. 若年・女性船員等を計画的に雇用する事業者の船舶 (機構の金利軽減対象の詳細)

〈船員教育機関卒業者〉



船員教育機関卒業
で運航要員の女性

金利軽減 $\Delta 0.2\%$



船員教育機関卒業
で運航要員でない女性
(司厨員等)

金利軽減 $\Delta 0.1\%$



船員教育機関卒業
の男性

金利軽減 $\Delta 0.1\%$



〈船員教育機関以外卒業者〉



一般高校、水産高校専攻科、
水産大学校卒業者等
運航要員に限らない
(性別問わず)

金利軽減 $\Delta 0.2\%$

〈退職自衛官〉



運航要員に限らない
(性別問わず)

金利軽減 $\Delta 0.2\%$

5-3. 若年・女性船員等を計画的に雇用する事業者の船舶 (対象期間の例)

ケース	2023年度												2024年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
①竣工前に試行雇用期間が終了している場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【試行雇用期間】 5/1~10/31 (6か月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">継続雇用</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">竣工</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">雇用確認</div>												<div style="background-color: yellow; padding: 5px;">竣工日から 金利減免</div>												
②竣工時が試行雇用期間の最中の場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">竣工</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【試行雇用期間】 5/1~10/31 (6か月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">雇用確認</div>												<div style="background-color: yellow; padding: 5px;">竣工日に遡り 金利減免</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">差額還付</div>												
③竣工時が試行雇用期間の最中の場合 ※雇用期間が年度を跨ぐケース	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">竣工</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【試行雇用期間】 1/1~6/30 (6か月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">雇用確認</div>												<div style="background-color: yellow; padding: 5px;">4月に遡り 金利減免</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">差額還付</div>												
④竣工後に試行雇用を行った場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">竣工</div>												<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【試行雇用期間】 5/1~10/31 (6か月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">雇用確認</div> <div style="background-color: yellow; padding: 5px;">雇用開始日 (5/1) に遡り 金利減免</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">差額還付</div>												
⑤竣工後に試行雇用を行った場合 ※雇用期間が年度を跨ぐケース	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">竣工</div>												<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【試行雇用期間】 2/1~7/31 (6か月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">雇用確認</div> <div style="background-color: yellow; padding: 5px;">4月に遡り 金利減免</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">差額還付</div>												

5-4. 若年・女性船員等を計画的に雇用する事業者の船舶 (機構の金利軽減対象と国土交通省等の補助金対象要件の比較)

	機構利率軽減対象	船員計画雇用促進助成金対象 (国土交通省)	船員計画雇用促進支援助成金対象 (SECOJ)	内航貨物船員計画雇用促進助成制度対象 (内航総連)
年齢等	<p>35歳未満 運航要員に限らない (運航要員とは甲板部、機関部又は無線部のこと)</p> <p>船員として雇用し育成を完了させること ※最大6か月の雇用確認が必要</p>	<p>45歳未満 運航要員に限る (運航要員とは甲板部、機関部又は無線部のこと)</p> <p>船員として雇用し育成を完了させること ※最大6か月の雇用確認が必要</p>	<p>45歳未満 運航要員に限らない (運航要員とは甲板部、機関部又は無線部のこと)</p> <p>船員として雇用し育成を完了させること ※最大6か月の雇用確認が必要</p>	<p>30歳未満 運航要員に限らない 日本内航海運組合総連合会の組合員に限る</p> <p>初回雇入から連続1年の雇用期間が必要</p>
雇用計画	<p>金利△0.1%軽減</p> <p>■船員教育機関 (海技教育機構を含む) 卒業者 (船員教育機関卒業の運航要員の女性を除く) (水産高校専攻科・水産大学校卒業者を除く)</p>	<p>補助金 4万円×1か月 (甲板部、無線部) 4万円×2か月 (機関部)</p> <p>■船員教育機関 (海技教育機構を除く) 卒業者 (船員教育機関卒業の女性を除く) (水産高校専攻科・水産大学校卒業者を含む)</p>	<p>補助金 4万円×1か月 (甲板部、無線部) 4万円×2か月 (機関部) 4万円×3か月 (司厨部)</p> <p>■船員教育機関 (海技教育機構を除く) 卒業者 (船員教育機関卒業の女性を除く) (水産高校専攻科・水産大学校卒業者を含む)</p>	<p>補助金 20万円 (甲板部、無線部) 20万円 (機関部) 20万円 (司厨部)</p> <p>■船員教育機関卒業者、船員教育機関卒業者以外の別を問わず。(男女問わず)</p> <p>■退職自衛官 (男女問わず)</p>
	<p>金利△0.2%軽減</p> <p>■船員教育機関卒業者以外 (男女問わず) ・水産高校専攻科、水産大学校卒業者を含む</p> <p>■女性 (海技教育機構を含む 船員教育機関卒業の運航要員)</p> <p>■退職自衛官 (男女問わず)</p>	<p>補助金 4万円×3か月 (甲板部、無線部) 5万円×6か月 (機関部)</p> <p>■船員教育機関卒業者以外 (男女問わず) ・水産高校専攻科、水産大学校卒業者を除く</p> <p>■女性 (海技教育機構を除く 船員教育機関卒業の運航要員)</p> <p>■退職自衛官 (男女問わず)</p>	<p>補助金 4万円×3か月 (甲板部、無線部、司厨部) 5万円×6か月 (機関部)</p> <p>■船員教育機関卒業者以外 (男女問わず) ・水産高校専攻科、水産大学校卒業者を除く</p> <p>■女性 (海技教育機構を除く 船員教育機関卒業者)</p> <p>■退職自衛官 (男女問わず)</p>	
申請期間	4月1日～当年度2月28日	4月1日以降(育成完了後)～当年度1月15日	11月15日～2月15日(予定)	11月1日～11月30日

6-1. 労働環境改善船 (概要)

政策目的

船員の確保・定着を図るため、**船員の居住環境を向上し、労働負担を軽減する設備を導入した「労働環境改善船」の普及促進**

対象船舶

- 貨物船
- 旅客船

金利軽減

- 右記の**1、2を全て満たす**場合
他の政策要件に上乗せで、**金利を0.1%軽減**
- 上記に加え右記の3のうち、いずれかを満たす**場合
他の政策要件に上乗せで、**金利を0.2%軽減**

建造船舶の要件

「政策目的別建造の技術基準を定める規程」
(平成15年10月機構規程第94号)の「労働環境改善船基準」に定める要件を満たすこと

1. 労働負担軽減設備(必須要件)

赤枠内は必須

【通信設備等】

- ① 船陸間通信設備
- ② 船内ローカルネットワーク設備
- ③ 無線LAN設備(Wi-Fi設備)

【航海設備等】

- ④ 航海情報集約表示装置
- ⑤ 監視カメラ
- ⑥ 船舶自動識別装置
- ⑦ 機関データロガー

2. 居住等環境改善措置(必須要件)

【騒音防止措置】

- ⑧ 機関室の遮音
船員室に十分な遮音性能を有する扉等を設置
発電機に防振ゴム等を設置

【暑さ対策】

- ⑨ 各船員室の温度調整が可能な空調機**又は**熱中症対策

3. 荷役・船員作業負担軽減等設備(追加要件)

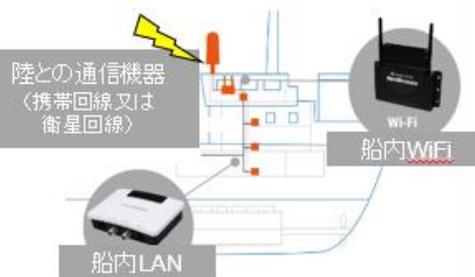
- ① カーフェリー、RORO船又は自動車運搬船の荷役設備
- ② 油送船又は液体化学薬品ばら積船の荷役設備
- ③ セメント等粉体状の貨物を運搬する船舶の荷役設備
- ④ 陸上等からの遠隔支援システム
- ⑤ 出入港及び離着岸作業に使用する機器の遠隔操作装置
- ⑥ 荷役等バルブ操作、ポンプ発停の遠隔操作装置
- ⑦ 船員育成のための居住設備
- ⑧ 軽油、A重油等を使用する推進用機関

6-2. 労働環境改善船 (必須要件)

1. 労働負担軽減設備

※ ①～⑨ 全て必須

- ①船陸間通信設備
- ②船内ローカルネットワーク設備
- ③無線LAN設備 (Wi-Fi設備)



④航海情報集約表示装置



電子海図
+
GPS

⑤監視カメラ

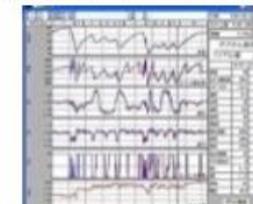


⑥船舶自動識別装置



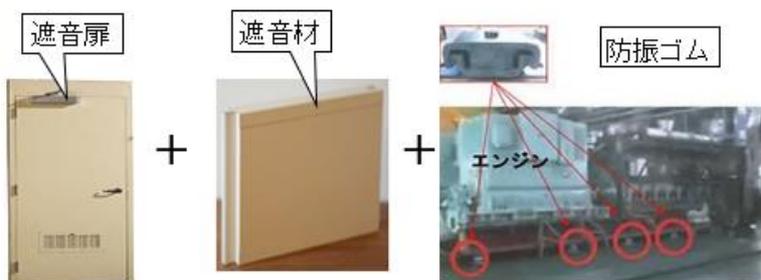
AIS
シンボル

⑦機関データロガー



2. 居住等環境改善措置

⑧騒音防止のための措置



⑨暑さ対策 (以下のうち、いずれかを選択)

各部屋の温度調整
が可能なエアコン



遮熱性能等を有する
もの (遮熱塗料等)



身体を冷却する設備



6-3. 労働環境改善船 (追加要件)

3. 荷役・船員作業負担軽減等設備

※ ①～③ いずれか選択

① 車両自動固縛装置

- ・ベルト等の車両を固縛する器具は車両甲板上に固定されていること
 - ・固縛する器具は軽重で迅速に取り付けられることができ、容易に解縛できること
 - ・固縛時の締め付けを機械力により行うこと
- フェリー、RORO船、PCCのみ



② ディープウェルポンプ

- ・各貨物艙専用のものが貨物艙毎に設置されていること
 - ・電動機又は油圧モータにより駆動
 - ・作動、停止、液面確認等の作業を甲板上でできること
- 油タンカー
ケミカル船のみ
LPG船

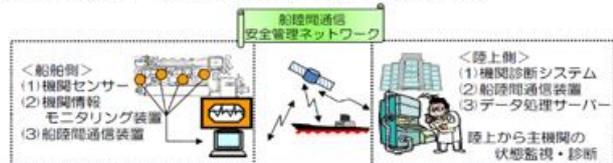


③ セメント等の空気圧送装置

- ・貨物艙内の粉体を管内の空気流に浮遊させて荷役するものであること
 - ・コンプレッサー、セラーポンプ等の機器類は始動、停止等を荷役事務室等から遠隔操作できること
- セメントや灰等の専用船のみ

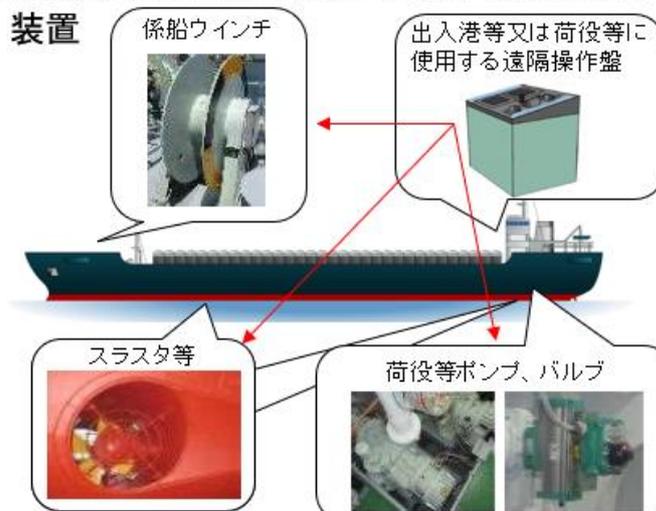


④ 陸上等からの遠隔支援システム



⑤ 出入港及び離着岸作業に使用する機器の遠隔操作装置

⑥ 荷役等バルブ操作、ポンプ発停の遠隔操作装置



⑦ 船員育成のための居住設備

499GTクラスの船舶 + 船員育成のための船員室等を増設(10トン程度) → 500GT以上、510GT未満 (乗組基準、設備基準の規制緩和)

⑧ 軽油、A重油等を使用する推進用機関

ストレーナーや燃料油タンク内の清掃作業の負担が軽減。



7. 船舶管理会社登録制度を用いた事業基盤強化に資する船舶

- 「内航未来創造プラン」において示された、「国土交通大臣登録船舶管理事業者」制度が平成30年度より創設
- 制度創設に併せ、船舶管理会社活用・合併等、「グループ化」の要件を変更
- 内航海運業法において「船舶管理業」を内航海運業の業態の1つに位置付け、登録等を義務付けされたことに伴い、令和5年度から要件を見直し

船舶管理事業者の定義

内航海運業法(昭和27年法律第151号)第2条第2項第3号の事業を行うため、同法第3条第1項の規定による登録又は第7条第1項の規定による変更登録を受け、「船員配乗・雇用管理」(※1)、「船舶保守管理」、「船舶運航実施管理」の全ての管理を行う事業者をいいます。

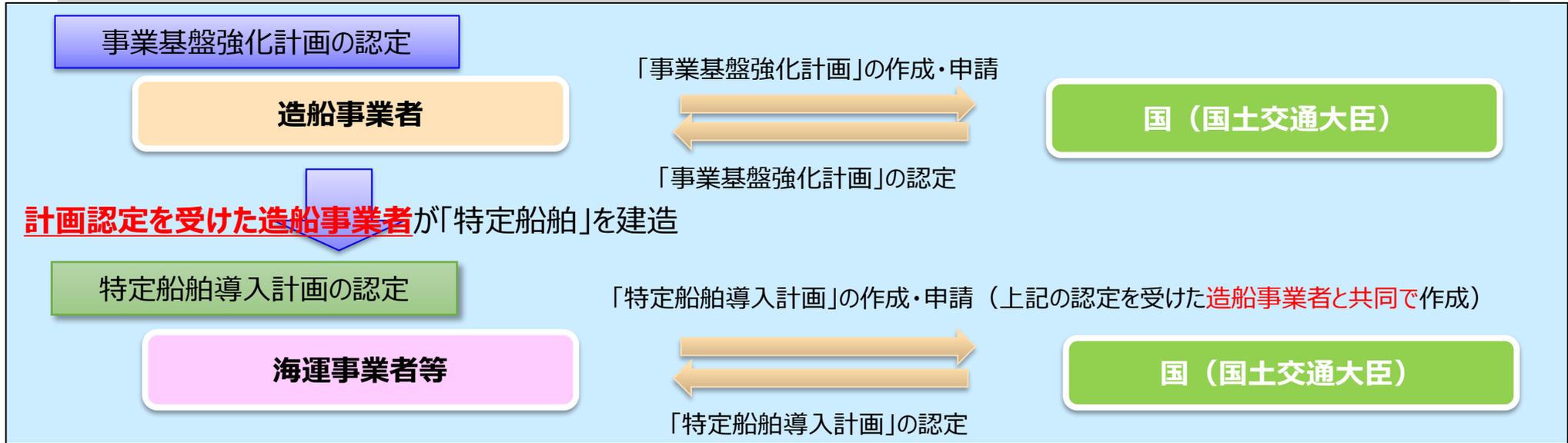
※1 「船員配乗・雇用管理」とは船員の配乗及び雇用に係る管理、「船舶保守管理」とは船舶の堪航性を保持するための保守に係る管理、「船舶運航実施管理」とは船舶の運航の実施に係る管理をいいます。

適用要件の概要

【他の政策要件に上乗せして金利軽減】

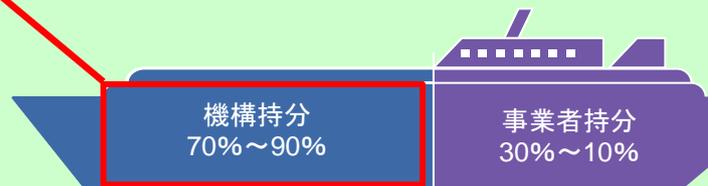
- 船舶管理事業者と、建造船舶の竣工日までに全ての管理において、3年以上の管理契約を締結する事業者
- 共有船舶建造の申込日から遡って5年以内に他の内航海運事業者と合併を行った又は竣工日までに合併を行う事業者
⇒ ▲0.2%軽減

8-1. 特定船舶導入計画の認定を受けた船舶 (概要)

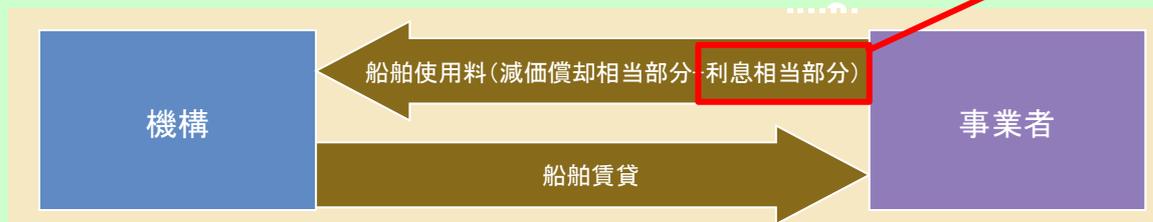


「特定船舶導入計画の認定を受けた船舶」について①機構分担割合の上限の拡大及び②利率軽減を実施。

①従来の政策要件別の
機構分担割合から
上限を+10%拡大



②適用利率をさらに0.2%軽減
(上乗せ要件)※
※他の上乗せ要件との重複適用はできません



8-2. 特定船舶導入計画の認定を受けた船舶

(制度利用上の留意点)

- 国土交通省への「特定船舶導入計画」の認定申請にあたっては、建造工事請負契約の締結が必要となります。なお、建造事業者および建造造船所の二者での建造工事請負契約でも認定申請は可能ですが、機構も含めた三者での建造工事請負契約締結(機構所定の契約書を用います)後に国土交通省への変更認定申請が必要となります。
- 「特定船舶導入計画」の上乗せ要件の適用を希望する場合には、機構への共有建造申込書にその旨を記載いただきます。なお、共有建造内定以降、他の上乗せ要件への変更はできません。
- 利率軽減のみの適用も可能です。
- 機構への申込段階であっても、「特定船舶導入計画」について国土交通省への事前相談は可能です。
- 「特定船舶導入計画」の認定を受けた場合であっても、竣工時までには認定の取消しがあった場合には、機構分担割合の上限の拡大および利率軽減はできません。
- 「特定船舶導入計画」の認定を受ける場合、建造造船所が「事業基盤強化計画」の認定を受けている必要があります。

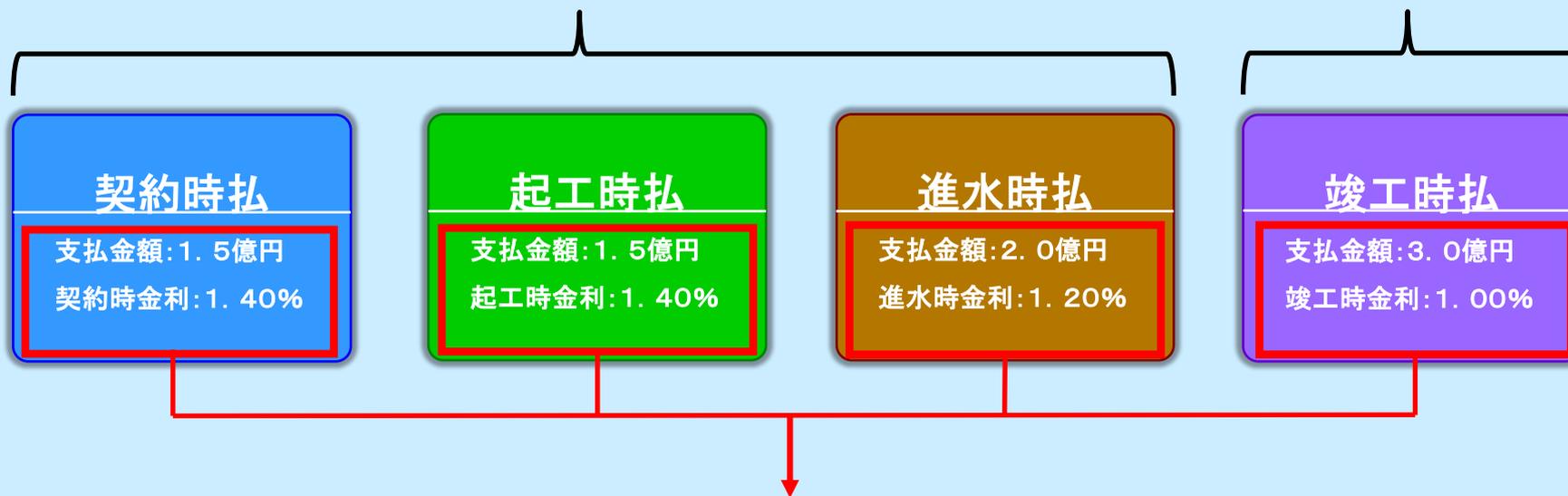
9. 共有期間中の利率決定方法

共有期間中の利率は契約日、起工日、進水日、竣工日の利率を基礎として決定します

【例】 船価：10億円、機構分担割合：80%、機構分担額：8億円

機構分担額の75%が上限

機構分担額の25%が下限



4回の金利と支払額の加重平均が共有期間中の利率となる

$$((1.40\% \times 1.5/8\text{億}) + (1.40\% \times 1.5/8\text{億}) + (1.20\% \times 2/8\text{億}) + (1.00\% \times 3/8\text{億})) = 1.20\%$$

11. 令和6年度組織改正について

○海運事業者の皆様にとって使い勝手がよく分かりやすいものとなるよう、共有期間中までのご相談窓口を、各ステージを所管する担当課から、地域担当に応じた課に一本化(ワンストップサービス)

変更前

海運事業者の
皆様

- 建造に関するご相談【建造促進課】
- 審査から竣工までの契約等に関するご相談【建造支援課】
- 共有期間中のご相談【管理課】

変更後(令和6年4月1日から)

海運事業者の皆様

【共有建造や共有期間中のご相談】

【建造支援第一課 : TEL 045-222-9138】

◆担当エリア

近畿地方(三重県除く)、四国地方、中国地方(山口県下関市、宇部市、山陽小野田市及び長門市は除く。)のいずれかに主たる事務所がある事業者の方々

【建造支援第二課 : TEL 045-222-9139】

◆担当エリア

北海道、東北地方、関東地方、中部地方(三重県含む)、九州地方(山口県下関市、宇部市、山陽小野田市及び長門市を含む。)又は沖縄県のいずれかに主たる事務所がある事業者の方々



よくあるご質問

Q&A

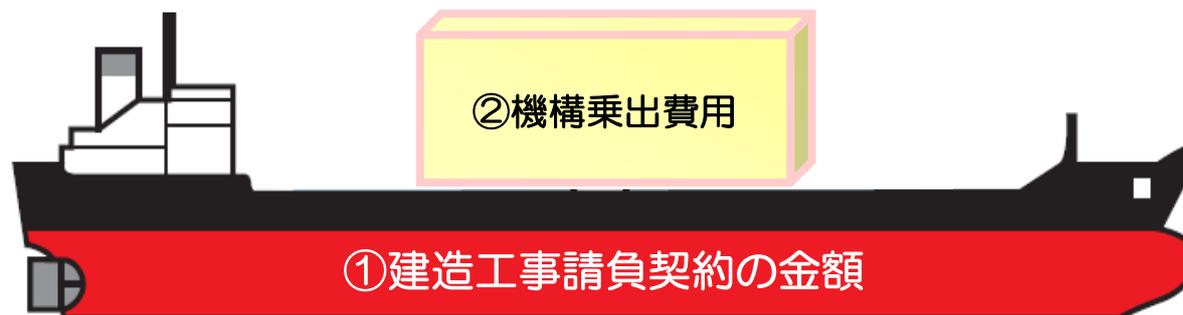


機構が分担する船価の範囲は？

Answer

機構が分担する船価の範囲は以下のとおりです

- ① 建造工事請負契約の金額(消費税含む)
- ② 機構乗出費用
・・・建造利息、工事監督費、その他の直接費





機構の金利体系は？

Answer

- ・固定型、見直し型、固定型と見直し型との併用から選択
- ・金利体系は建造決定時に決定し、共有期間中は変更できません

金利体系	内容	メリット	注意点
固定型	共有期間中金利一定	毎年の利息額が竣工時に確定	早期償還の場合、解約手数料が発生
見直し型	<ul style="list-style-type: none">・5年間金利固定・5年毎に金利見直し	<ul style="list-style-type: none">・固定型より低利・見直し時に早期償還する場合は解約手数料発生せず	<ul style="list-style-type: none">・金利見直し時以外の早期償還の場合は解約手数料が発生・金利見直し時に固定型への変更不可
固定型・見直し型の併用	機構持分を100として10%刻みで設定可能 例：機構持分のうち60%を固定型、40%を見直し型	<ul style="list-style-type: none">・金利リスクを分散・見直し型のみを早期償還することも可能	いずれか一方の早期償還をする場合は、その当該金利体系の機構持分額全額を返済することが必要



共有建造を利用した場合のメリットは？

Answer

豊富な建造実績をもとに計画段階から共有期間満了まで、
機構技術スタッフによるテクニカルサポートが受けられます

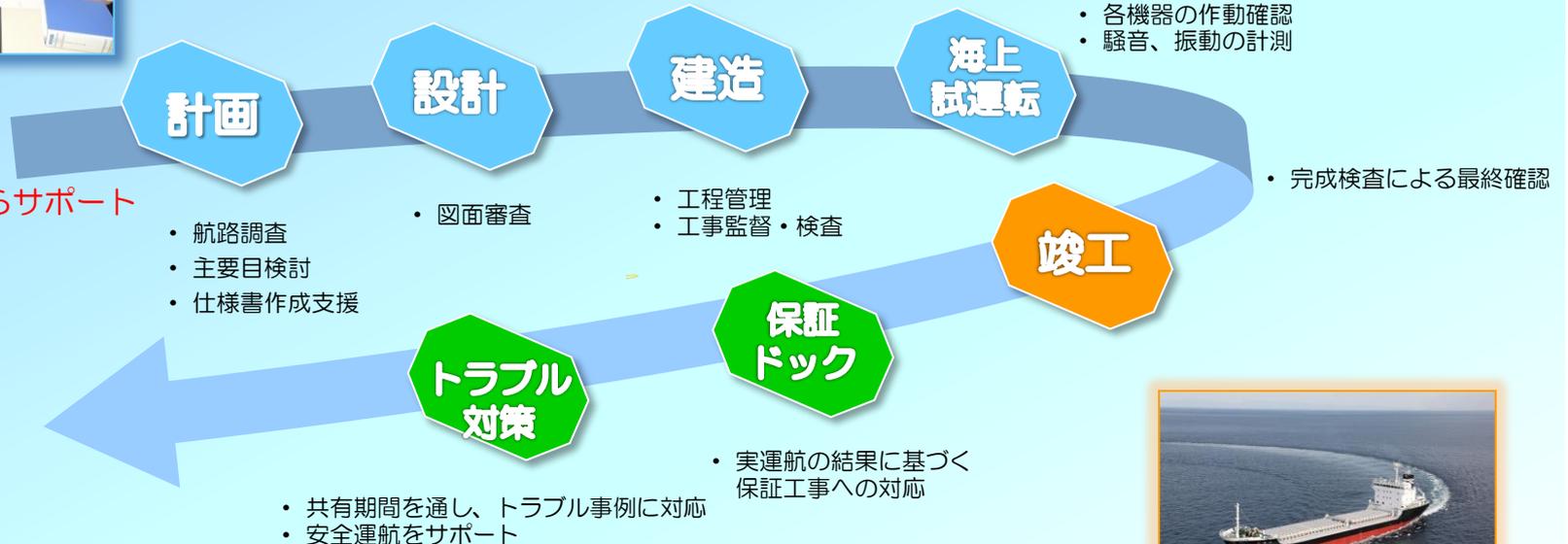
機構技術スタッフによる各種サポート



計画段階からサポート
いたします



共有期間中のトラブル対応も
お任せください





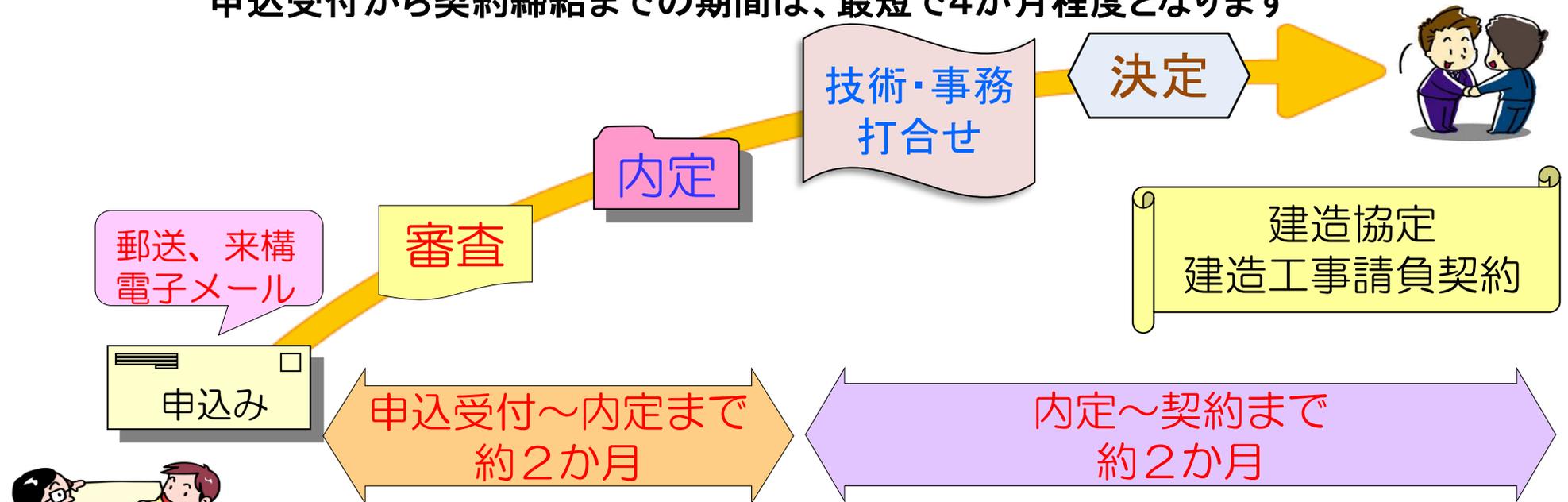
いつ共有建造申込みをしたらよいですか？

申込みから建造工事請負契約までの期間はどのくらい必要？

Answer

- ① 積荷保証、用船保証
 - ② 船価・建造予定造船所
- が決定しましたら申込み可能です

申込み時に作成していただく書類は、機構のHPより入手いただけます
また、各地区の機構業務相談室にもご用意しております
申込受付から契約締結までの期間は、最短で4か月程度となります



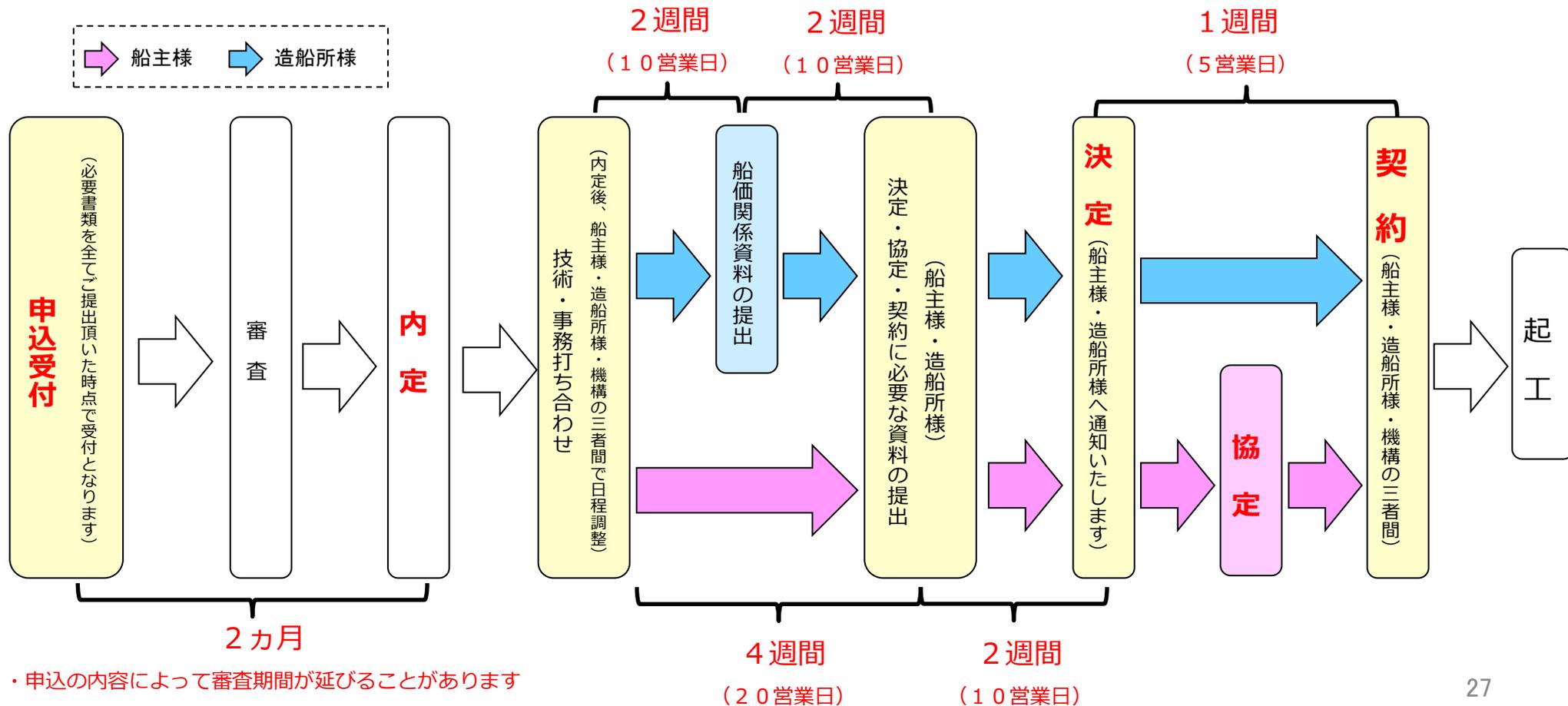
※共有船建造は、毎年定められる機構の予算の範囲内で実施されます。予算の状況によっては、お申込みのご希望に沿いかねることもございますので早めにご相談願います



申込から建造工事請負契約までの手続きは？

Answer

お申込みからご契約までのスケジュールは通常4か月を要します
内容によっては、期間が延びることもございますので、
時間に余裕を持ったお申込みをお願いいたします



お問合せ先

共有船の建造
共有期間中
のご相談

共有船舶建造支援部 建造支援第一課

TEL 045(222)9138 / FAX 045(222)9150

共有船舶建造支援部 建造支援第二課

TEL 045(222)9139 / FAX 045(222)9150

技術支援に関する
ご相談

共有船舶建造支援部 技術支援課

TEL 045(222)9123 / FAX 045(222)9150

技術調査に関する
ご相談

共有船舶建造支援部 技術企画課

TEL 045(222)9124 / FAX 045(222)9150



船旅王子

鉄道・運輸機構ホームページ（船舶建造）

URL: <https://www.jrtt.go.jp/ship/>



←HPはこちらから



離島航路姫